

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立高等学校授業料等減免規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減免の基準)</p> <p>第3条 <u>学校長</u>は、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「知事規則」という。）第2条の表に規定する減免事由に<u>該当すると認めるときは、授業料、入学料及び入学選抜手数料を減免することができる。</u></p>	<p>(減免の範囲)</p> <p>第3条 <u>授業料、入学科及び入学選抜手数料の減免の範囲</u>は、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「知事規則」という。）第2条の表に規定する減免事由に<u>応じて、別表に定めるとおりとする。</u></p>

第2条 鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を次のように改正する。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。